

ナ健公示 第 541 号  
令和 6 年 9 月 12 日

公 告 書

ナイガイ健康保険組合の規約の一部変更について

ナイガイ健康保険組合規約の一部変更について、令和 6 年 9 月 5 日付で認可  
されましたので、別紙のとおり公告いたします。

以上

ナイガイ健康保険組合  
理事長 市原 聡

## 組合規約変更理由書

当健康保険組合の財政が窮迫しており、健康保険法第53条の規定に基づく付加給付の支出を行うことが厳しいことから、当該付加給付である一部負担還元金及び合算高額療養付加金を廃止し規約の一部を改訂するとともに、併せて、ホームページ開設に伴い、広告の方法を変更するものです。

## 組 合 規 約 変 更 書

ナイガイ健康保険組合組合規約の一部を次のように改正する。

第51条中「(及び事業所)の掲示板」を「の掲示板及びホームページ」に改める。

第53条第1項から第5項までを削除する。

第54条第1項から第3項までを削除する。

第62条第1項から第4項までを削除する。

### 附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行する。ただし、第53条、第54条及び第62条の規定は令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 施行日前の療養にかかる一部負担還元金の支給については、なお従前の例による。

第3条 施行日前の療養にかかる合算高額療養費付加金の支給については、なお従前の例による。

組合規約 新旧条文対照表

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(略)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第51条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合の<u>掲示板及びホームページ</u>に掲示する。</p> | <p>(略)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第51条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合(及び事業所)の<u>掲示板</u>に掲示する。</p>   |
| <p>(略)</p>   | <p>(略)</p>  |
| <p>第53条 <u>削除</u></p>  | <p>(一部負担還元金)</p> <p>第53条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律(昭和32年法律第42号)附則第7条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金について、その還元を行う。</p> <p>2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件(医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。)について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金などの額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。)を除く。以下同じ。)が支給される場合にあつては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額)から25,000円を控除して得た額とする。</p> <p>3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があつたときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。</p> <p>4 前2項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。</p> <p>5 一部負担還元金は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。</p> |
| <p>第54条 <u>削除</u></p>  | <p>(付加給付)</p> <p>第54条 この組合が、法第53条の規定により支給する付加給付は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) <u>削除</u></p> <p>(2) <u>削除</u></p> <p>(3) <u>削除</u></p>  |

組合同規約 新旧条文対照表

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| <p>(略)</p> <p>第62条 <u>削除</u></p> | <p>(4) <u>削除</u></p> <p>(5) <u>削除</u></p> <p>(6) <u>削除</u></p> <p>(7) <u>削除</u></p> <p>(8) <u>合算高額療養費付加金</u></p> <p>2 <u>付加給付は、被保険者がその資格を喪失した場合においてはその喪失の日以後の期間について支給しないものとする。</u></p> <p>3 <u>付加給付の支給手続に関して必要な事項は、組合会の議決を経て、別に定める。</u></p> <p>(略)</p> <p>(合算高額療養費付加金)</p> <p>第62条 <u>法第115条の規定により、同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金などの額を合算することによる高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。</u></p> <p>2 <u>合算高額療養費付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金などの額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から、診療報酬明細書または調剤報酬明細書各1件（医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。）につき、25,000円を控除して得た額とする。</u></p> <p>3 <u>他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。</u></p> <p>4 <u>前2項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。</u></p> |
|----------------------------------|---|

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行する。ただし、第53条、第54条及び第62条の規定は令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 施行日前の療養にかかる一部負担還元金の支給については、なお従前の例による。

第3条 施行日前の療養にかかる合算高額療養費付加金の支給については、なお従前の例による。